

相談者から寄せられたハガキの写し

民事訴訟最終通告書

対象者記号 (☎)052-06 号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続のご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の**最終確認通知**と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により**財産の差押え執行**を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

上記事項が当該企業よりあなた様への要求内容となっておりますが当センターでは中立的立場により双方穏便な解決に向けた解決相談を受け付けております。

通知内容のご確認につきましては当センターにて相談させていただきます。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会にて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合に関してはご連絡**のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】**通知到達日より5日**

法務省管理局 民事トラブル解決相談センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-9-5F

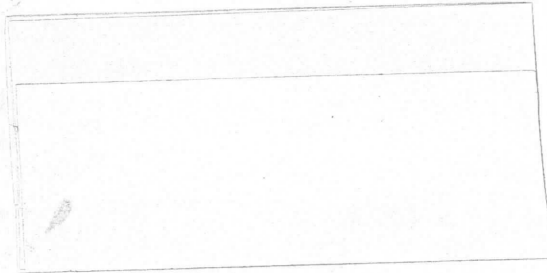
受付時間 平日 9:00~16:00

ご相談ダイヤル 03-4400-1156

郵便はがき



--	--	--	--	--	--	--	--



--	--	--	--	--	--	--	--

インクジェット紙はがき